









# 財形持家融資申込受付

昭和五十三年度分の財形持家融資 (購入のみ)

昭和五十一年四月一日以降に取得又は取得予定の土地(地上権、賃借権を含む)。

1、住宅を建設・購入して勤労者に分譲しようとする事業主に対して融資する「財形分譲融資」

2、勤労者個人が住宅を建設・購入・改良するのに必要な資金を事業主を通じて融資する「財形転貸融資」

は、本年六月一日から雇用促進事業団において申込みの受け付けを開始している。

貸付要綱は次のとおり。

貸付利率 年六・〇五% (大企業年六・五%)

償還期間 1、木造等二五年以内

2、簡易耐火構造三〇年以内

3、耐火構造三五年以内

元利均等割賦償還(毎月払い、六ヵ月払い、毎月払いと六ヵ月払いとの併用、いずれも五十三年度に限り償還元金について一年間の据置金を認める)。

担保 不動産など(例えば、この融資を受けて取得した住宅等) 保証人 原則として一名。

その他 建築後十年以内の既存住宅の購入、現住宅の改良の場合も融資の対象になります。

また、この融資は、住宅金融公庫、年金福祉事業団等の融資と併せて利用できます。

1、雇用する勤労者の財形貯蓄の預入金の払込みの代行をしてい

ることを。

2、勤労者に持家を分譲するにあたり、負担軽減の措置を講ずることを。

貸付対象者 事業主

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定の

もの(購入のみ)

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行つて、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付対象住宅および土地

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上一六五㎡以下、共同住宅にあつては四〇㎡以上一六五㎡以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定のもの(購入のみ)。

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行つて、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

1、雇用する勤労者の財形貯蓄の預入金の払込みの代行をしてい

ることを。

2、勤労者に持家を分譲するにあたり、負担軽減の措置を講ずることを。

貸付対象者 事業主

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定の

もの(購入のみ)

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行つて、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付対象住宅および土地

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定のもの(購入のみ)。

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行

つて、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付対象住宅および土地

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定の

もの(購入のみ)

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行

つて、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付対象住宅および土地

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定のもの(購入のみ)。

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行

つて、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付対象住宅および土地

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定の

もの(購入のみ)

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行

つて、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付対象住宅および土地

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定のもの(購入のみ)。

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行

つて、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付対象住宅および土地

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定の

もの(購入のみ)

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行

つて、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付対象住宅および土地

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定のもの(購入のみ)。

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行

つて、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付対象住宅および土地

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定の

もの(購入のみ)

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行

つて、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付対象住宅および土地

### 図書室 だより

左記の図書が新しく入りま  
したのでお知らせします。  
事務所の書棚にありま  
すので、貸出しもして  
ください。貸出しもして  
お

代表者 変更  
株式会社羽田  
パイプ製造所  
(大田区北糺谷  
二ノ一〇一)  
二では代表取  
締役社長野口忠  
爾氏が会長に就任され、代表取締  
り社長に野口安氏が就任されま  
した。

代表者 変更  
株式会社中央工業社(大田区東  
浦田二ノ二七九、代表取締役社  
長木戸美年氏)では、かねてより  
本社並びに工場を新築されてお  
りました。さきほど落成し、左  
記へ移転されました。  
新所在地  
大田区羽田旭町三ノ一  
電話(七四五)三三三(代)  
ナショナル・ペンディング株式  
会社(品川区上天崎一ノ二五二)  
二、代表取締役社長山中泰男氏  
では、さきほど本社を左記に移転  
されました。  
新所在地  
港区高輪三ノ二五〇二、高輪  
カネオビル(品川駅前)  
電話(四四五)九三二(代)

「若し人材を確保するために」  
昭和五十四年三月新規卒  
業者採用申込手続等  
東京都労働局編

「雇用の安定のために」  
事業主の方への給付金につ  
いての案内。労働者編  
「雇用保険四事業等給付金制度  
便覧」 東京都労働局編

「職務・職能給導入の実例」  
中小企業賃金制度改革事例集  
労働法令協会編

「四十五歳区分賃金」  
高分化時代の賃金体系  
滝沢 眞蔵 著

「新・退職金制度のつくり方」  
左々木 力 著

「図説・東京都の労働事情」  
東京都中小企業経営者協会編

「賃金格差の実態」  
産業格差、企業規模格差、地  
域格差、男女格差、学歴格差  
年齢格差、勤続格差、職務格  
差、職種格差等。  
労働行政研究所編

「労政時報」  
中途採用者の賃金とそれら  
最近における法定外労働補償  
給付の実態。  
(次頁へ)



### 解雇届出基準強化

労働者は、第八十四国会にお  
ける「雇用安定に関する決議」の趣  
旨に沿い、離職者の早期再就職を  
円滑に進めるため、五月三十一日  
に、雇用対策法第二十一条に基づ  
き、八割以内で、所要額の  
出制度」を、次のように改正強化  
した。

それによると、一ヵ月以内に常  
用労働者を三〇人以上(従来五〇  
人)解雇しようとする場合、事業

主は、その一ヵ月前までに、解雇(以下)および小規模企業者(従業  
時期、職種、年齢等を記載した二大  
員六人以上二〇人以下)に対し、  
国民金融庫から無担保、無保証  
に提出する義務があり、これに違  
反した場合(虚偽の届出をした場  
合も含む)、罰金が課せられるこ  
とになった。

この改正は、昭和五十三年六月  
一日に公布され、同年七月一日よ  
り実施されている。

労働時間対策  
労働者は、昭和五十三年五月二  
十五日、労働時間対策の推進につ  
いての労働事務次官通達を、都道  
府県知事および都道府県労働基準  
局長に対して行った。

同通達は、昭和五十二年十一月  
二十九日の中央労働基準審議会  
「労働時間対策の進め方について」  
の建議の趣旨をも踏まえた上で、  
新たな雇用機会確保、国際社会  
での労働時間に対する批判、中高  
年労働者の健康の保持・増進等た  
め、労働者一人当りの労働時間の  
短縮、週休二日制の普及を推進し  
ようとするものである。

そのため、当面

1、過長な所定外労働時間の削減  
2、年次有給休暇の消化促進  
3、週休二日制の推進  
の三点に重点をおいて行政指導を  
進めるとしている。

金利引下げ  
中小企業者は、昭和五十三年五  
月三十日、「中小企業等経営改善資  
金制度」の貸出金利を、現行の六  
・八%から二・〇%引下げ、六  
・六%とするに決めた。六月一日  
の貸付日より実施している。

「今こそ手づくりの良さを」  
中小企業の特長を生かすこ  
とが、大手への巻き返しを決  
め手。  
「新製品開発の決め手」  
市場の分析から新製品開発  
までの経過と、製品化の際の  
トップの決断。  
九月二十四日(日)  
「共同で苦境乗り越え」  
経営が悪化する中で、共同





# 残暑御見舞申上げます

蒲田工業協同組合員有志

## 機械器具製造業

株式会社 旭川製作所

尼寺空圧工業株式会社

合資会社 大津鉄工所

大野化学機械株式会社

株式会社 弘機商会

坂口精密工業株式会社

三栄工機株式会社

株式会社 三機精工所

昭和精密工業株式会社

秀和工業株式会社

伸栄工業株式会社

太産工業株式会社

株式会社 竹中機械製作所

炭研精工株式会社

ティ・ヴィ・バルブ株式会社

東 亜 株 式 会 社

株式会社 藤 栄 製 作 所

株式会社 東京精密器具製作所

東和タイプライター株式会社

(五十音順)

株式会社 鳥海製作所

株式会社 中谷機械製作所

長坂精機株式会社

株式会社 日鍛製作所

日産電機株式会社

日本ギアイン無段変速機株式会社

藤田工業株式会社

株式会社 藤原製作所

合資会社 古川機械製作所

電気機械器具製造業

東電機産業株式会社

出雲電機株式会社

株式会社 小林電機製作所

株式会社 コロナ電業社

株式会社 東 電 舎

株式会社 中山電機工芸社

永森電機株式会社

株式会社 古谷電機計器製作所

## 輸送用機械器具製造業

荏原工業株式会社

株式会社 大谷造機所

西野機械工業株式会社

株式会社 日伸製作所

株式会社 ユタカ製作所

## 金属製品製造業

岩佐工機株式会社

合資会社 佐々木発条製作所

関屋窯炉工業株式会社

同和発条株式会社

株式会社 羽田発条製作所

株式会社 羽田パイプ製造所

## 鍛 造 業

株式会社 愛国鍛工所

有限会社 武藤鉄工所

## プレス・鋳金業

株式会社 赤井製作所

株式会社 内田製作所

江崎工業株式会社

岡田鋳金株式会社

株式会社 清川製作所

協和鋳金株式会社

株式会社 清水鉄工所

株式会社 新海製作所

信光工業株式会社

株式会社 滝口製作所

株式会社 大同製作所

株式会社 東亜製作所

日本中空鋼株式会社

株式会社 蛭田電機製作所

## 製 罐 業

株式会社 新井久四郎鉄工所

岡本工業株式会社

## 鍍 金 業

エビナ電化工業株式会社

有限会社 寺田ケミカル工研

## 東洋防錆工業株式会社

鑄物製造業

有限会社 京浜鑄造所

有限会社 三陽ダイカスト工業所

杉谷金属工業株式会社

## そ の 他

有限会社 青木製作所

株式会社 気球製作所

城南木工株式会社

株式会社 東京ハードフェイシング  
ナショナルペンディング株式会社

株式会社 日章機械  
宮永化学工業株式会社